

入札・契約制度に関する意見書

平成27年 4月23日
桑名市入札監視委員会

目 次

1	はじめに	1
2	委員名簿	2
3	委員会の開催状況及び審議内容	2
	（1）開催状況	2
	（2）審議内容	3
4	審議案件の評価	3
	（1）指名停止の手続き	3
	（2）談合情報の手続き	3
	（3）入札・契約の手続き	4
5	前回の提言に対する取組みとその評価	4
	（1）最低制限価格制度について	4
	（2）工事発注の平準化について	5
	（3）低入札価格調査制度について	5
	（4）検査・監督体制の一層の強化について	5
	（5）総合評価落札方式の評価基準について	6
	（6）指名停止基準の運用について	6
6	今後の課題	6
	（1）入札不調・不落対策について	7
	（2）発注関係事務の運用に関する指針への対応について	7
7	おわりに	8

1 はじめに

本委員会は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づく第三者機関として、平成16年1月に設置され、執行機関の附属機関として、桑名市（以下「市」という。）の入札・契約制度に関しこれまで4回の提言を行ってきたところである。

近年、建設業に携わる技術者の高齢化や若年入職者の減少などによる技術者不足、東日本大震災の復興事業による資機材の不足などにより、全国的に入札不調が多発するなど建設業界及び公共事業を取り巻く環境は厳しいものとなっている。このような状況下では、発注者として行政の果たす役割は大きく、その時代に適合した入札・契約制度を構築することが重要である。

また、市では平成21年度及び23年度に入札・契約に関わる不祥事が発生し、再発防止に取り組まれていることから、制度の改正にあたっては、不祥事を未然に防止する観点からも十分に検討を行うことが重要と考えるところである。

以上の点を踏まえ、本委員会では、市の入札・契約に関する事務手続き、制度の在り方などについて、審議を重ねてきた。

本意見書は、平成24年度（平成25年2月開催）から平成26年度（平成26年11月開催）までの2年間の審議内容を踏まえ、特に改善等を要する事項について取りまとめたものである。

今後も、入札・契約の透明性や公正性、競争性の向上を図るとともに適正な事務手続きに努められることを期待して、ここに提言する。

2 委員名簿

(敬称略)

氏 名	職 業 等	備 考
ひがしかわ かおる 東川 薫	四日市看護医療大学准教授	委 員 長
いとう ゆみこ 伊藤 由美子	税理士	副委員長
あかぎ くにお 赤木 邦男	弁護士	
さとう ひさよし 佐藤 久善	元三重県警察職員	
ふじた もとひろ 藤田 素弘	名古屋工業大学大学院教授	

3 委員会の開催状況及び審議内容

(1) 開催状況

委員会等	開催日	備 考
平成24年度第3回	平成25年2月21日	
意見書提出 (市長具申)	平成25年4月25日	4回目
平成25年度第1回	平成25年5月23日	
平成25年度第2回	平成25年11月14日	
平成25年度第3回	平成26年2月13日	
平成26年度第1回	平成26年5月22日	
平成26年度第2回	平成26年11月20日	

(2) 審議内容

委員会の審議は、平成24年9月から平成26年8月までの2年間における指名停止の状況や談合情報の状況、入札及び契約の状況をはじめ、この期間に執行した460件（建設工事336件、コンサルタント業務124件）の一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の中から、特に落札率の高かった案件や失格が多かった案件などを中心に、委員が抽出した26件（建設工事20件、コンサルタント業務6件）について、審議を行った。

その内訳は下表のとおりである。

審議（抽出）案件の内訳

契約方法		建設工事		コンサルタント業務	
		執行件数	審議件数	執行件数	審議件数
一般競争入札 (総合評価落札方式)	低入案件(※)	0件	0件	0件	0件
	上記以外	0件	0件	0件	0件
一般競争入札	低入案件(※)	5件	3件	0件	0件
	上記以外	293件	11件	58件	3件
指名競争入札		8件	3件	1件	0件
随意契約		30件	3件	65件	3件
合 計		336件	20件	124件	6件

(※)低入案件とは「低入札価格調査制度試行案件」をいう。

4 審議案件の評価

(1) 指名停止の手続き

平成24年9月から平成26年8月までの間に指名停止措置を講じた案件は28件（47者）で、このうち市が単独で指名停止措置を講じた案件は3件（3者）であった。

本委員会では、特に市が単独で指名停止措置を講じた3件（3者）の案件を中心に、指名停止に至る手続きについて審議を行った。

審議の結果、市の定める「桑名市請負工事入札参加者指名停止基準」の規定に基づき、公正かつ適切な事務手続きが執られていた。

(2) 談合情報の手続き

談合情報については、期間中に寄せられたものはなく、審議する事案はなかった。

今後、談合情報が寄せられた場合は「桑名市談合情報対応マニュアル」に基づき、迅速かつ適切な対応に努められたい。

(3) 入札・契約の手続き

各委員が抽出した26件について、入札の経過及び結果を踏まえ、入札及び契約の手続きが適切に行われていたかを審議した。

審議の結果、入札から契約締結までの一連の事務手続きに関しては、概ね公正かつ適切に処理されていた。

しかしながら、随意契約時における予定価格の設定方法や変動型最低制限価格についてなど、審議の中で様々な意見もあったことから、入札制度については今後も更なる改善が必要と考えるところである。

5 前回の提言に対する取組みとその評価

前回（平成25年4月25日）の意見書では、

- (1) 最低制限価格制度について
- (2) 工事発注の平準化について
- (3) 低入札価格調査制度について
- (4) 検査・監督体制の一層の強化について
- (5) 総合評価落札方式の評価基準について
- (6) 指名停止基準の運用について

の6項目について提言したところである。

ここでは、これらの提言内容に対するその後の取組みと、その評価について以下に述べることとする。

なお、(1)、(2)、(3)、(4)については、今後も継続的に検証、改善を要するものと考えるところである。(5)、(6)については、本意見書に記されていない入札・契約制度とともに、今後も改善の必要性について検討してください。

(1) 最低制限価格制度について

市の最低制限価格制度は、入札価格を基に最低制限価格を算出することから、開札後でないと最低制限価格が決定しないため、情報漏えいなどの不正行為に対して抑止効果が望めるものとなっている。一方、基準価格に近い金額で応札した者が変動により、最低制限価格未滿となり失格し、落札額が高止まりする恐れのある制度ともなっている。

市では、入札結果について分析や検証を行い、不祥事再発防止の観点から制度の継続をしていることは、一定の評価をするものである。

現在の最低制限価格制度を適用して以降、年間1、2件は基準価格との差が大きい案件があるものの、今のところ落札額が高止まりする傾向はみられないため、今

後も入札結果を注視するとともに、継続的に分析や検証を行い、最適な制度となるよう改善に努めてほしい。

また、最低制限価格の基礎となる基準価格を算出するために、市が採用している中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルは平成23年度モデルであるが、平成25年度に新たなモデルが示され、三重県（以下「県」という。）及び近隣市町の多くもダンピング対策の強化及び工事品質を確保するために、この平成25年度モデルを採用していることから、採用モデルの見直しを検討することを要望します。

（２）工事発注の平準化について

工事発注の平準化については、入札時における競争性確保の観点から継続的に提言してきたところである。市においても工事担当者会議などにおいて周知徹底を図っているところであるが、平成25年度には入札不調が多発し、平成26年度においても入札不調となった案件がある。これは、工事発注時期の偏りにより事業者の手持ち工事数が制限されていることが原因の一つと考える。

工事の発注については、季節的な影響を受ける場合や、補助金対象事業で交付決定時期の影響を受ける場合などがあり、時期が限定される案件があることは理解する。しかし、事業者にとっても技術者配置の面でメリットがあることや、市の検査業務に及ぼす影響も大きいことから、今後も発注担当課への周知を徹底し、平準化に努めてください。

（３）低入札価格調査制度について

低入札価格調査制度については、本委員会から提言を行ったこともあり、平成24年6月から試行導入されている。

制度導入後は、総合評価落札方式を採用した案件や設計金額1億円以上の案件を中心に、試行を重ねられていることは評価するものである。

しかし、制度導入からの3年間に、低入札価格調査制度試行案件として発注したものは7件であり、検証を行うために十分な件数とはいえないことから、今後も発注を重ね、検証を行うとともに、課題があれば解消していくよう努めてください。

また、調査の内容や調査基準価格、失格基準価格や見積内訳等の検討に係る判断基準などの運用面についても、県や近隣市町の動向を注視するなど調査・研究に努めてください。

（４）検査・監督体制の一層の強化について

入札・契約制度の目的は、公正性の確保や工事品質の確保であり、本委員会では入札から契約締結までを中心に審議しているが、契約の最終目的は適正履行の確保であり、そのために最も重要なことは、検査・監督体制の強化である。

市では、不祥事再発防止対策行動計画を策定し、継続的に工事執行システムの改善に取り組む中で、施工管理体制の強化や外部検査機関の活用による検査機能の強化に努めており、この取組みは適正履行の確保に効果があると考えられるものである。

今後においても、検査・監督体制の強化に努めるとともに、検査・監督職員の更なる技術力の向上に努めてください。

(5) 総合評価落札方式の評価基準について

市では、総合評価落札方式を平成19年度に導入し、これまでに試行が重ねられてきたところである。

市の評価基準は、県の評価基準に概ね準じており、これまでも県の動向を参考に、見直しが行われてきた。平成25年6月にも工事成績の評価方法について、5段階評価であったものを計算式により成績点を算出する方式に改められており、評価の適正化が図られていると考える。

総合評価落札方式については、今後も試行を重ね、より良い制度を構築していくことが重要と考えることから、県や近隣市町の動向を注視し継続的な調査・研究に努めてください。

(6) 指名停止基準の運用について

指名停止の手続きについては「4 (1) 指名停止の手続き」でも述べたとおり、桑名市請負工事入札参加者指名停止基準に基づき適切な事務手続きが行われていると考える。

前回の提言では、指名停止基準の運用について検討することを提言したところであるが、市の指名停止基準は県や近隣市町と比較して、特段、指名停止期間が短く設定されていないため、運用について見直しは行われていない。しかしながら、不正行為再発防止の観点から、今後についても他自治体の指名停止基準及び運用について、引き続き調査・研究に努めてください。

6 今後の課題

「5 前回の提言に対する取組みとその評価」では、前回の意見書から、入札・契約制度について、今後も継続的に検証や改善が必要と考える項目について提言したところである。

ここでは、今後の課題として、特に検証、改善などを行うことが望ましいと思われる事項について次の2点について提言する。

(1) 入札不調・不落対策について

「5 (2) 工事発注の平準化について」でも述べたように、平成25年度には入札不調・不落が多く発生した。そのうちの多くは、その後の再発注により契約を締結されたが、翌年度に繰り越されたものもあった。入札不調・不落が発生すると再度入札手続きを要し、当初の計画よりも目的物の完成が遅れ、市民生活に支障が出る恐れもあることから、できうる限り入札不調の発生要因を排除する必要があると考えるところである。

具体的には「5 (1) 最低制限価格について」でも提言したが事業者の応札意欲を高めるためにも、適正な利潤を確保できる最低制限価格の設定が必要と考える。そのためには、基準価格を算定する中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルが改正される度に、最新のものにする必要があると考える。

また、発注時期の平準化のほか、様々な対策を検討し実行することにより、入札不調・不落の発生を抑制するよう努めてください。

(2) 発注関係事務の運用に関する指針への対応について

平成26年6月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第22条の規定により定められた「発注関係事務の運用に関する指針」では、同法第7条に規定される発注者の責務を踏まえ、発注体制や地域の実情などに応じて発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう取りまとめられている。指針には発注者として、必ず実施すべき事項及び実施に努める事項があり、市として今後取り組む必要のある事項も含まれていると思われる。

この指針は、本意見書の対象期間に示されたものではないため、今後の審議の中で市の対応については確認すべきものであると認識しているが、本委員会としては、指針の内容に沿った対応をし、発注者の責務を果たすことを望むものである。

7 おわりに

入札及び契約の手續きに関し、常に改善に努めることは、入札の公正性の確保や工事品質を確保するうえで大変重要である。

本委員会は、発足以来これまでに市長に対し、4回の提言を行ってきたところであるが、その都度適切な対応を取られており、ここに評価するものである。

しかし「6（2）」にでも述べたとおり、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の改正により発注者の責務が明確化され、新たに「発注関係事務の運用に関する指針」が示されたことにより、これまで以上に発注関係事務を適切に実施しなければならないと考えるところである。

今後も、関係する制度改正や社会情勢の変化に迅速に対応し、より良い入札・契約制度を構築されることを望むものである。

平成27年4月23日

桑名市入札監視委員会

委員長 東川 薫

副委員長 伊藤 由美子

委員 赤木 邦男

委員 佐藤 久善

委員 藤田 素弘